



# あれこれ

増田労働衛生コンサルタント事務所  
所長 増田稔久

50

## 安衛法令の理解を深める

新たに法令に係る方に

### 1、安衛法令

この4月から安衛法令関係では化学物質管理者の選任等が義務化され、労基法令関係では労働条件明示の改正と建設業等に猶予されていた時間外労働の上限規制が適用となることはご承知のとおりです。

安衛法令は、別掲1のピラミッドのとおり安衛法（労働安全衛生法）、施行令、規則、告示から構成されています。

それらは重層的な命令委任関係にあって、法の曖昧さを施行令で補い、詳細な部分を規定で示し、さらに通達

ません。一度数えてみませんか？

### 2、安衛法令の改正

次に安衛法令の改正に関する情報収集先です。

監督署の窓口でリーフレット

のように毎年多くの改正法令が施行される中、総務や安全衛生の担当者からは、内容の理解が大変との声を聞きます。そこで、新任の担当者向けに安衛法令の基本的な体系と改正時における情報入手のポイントを紹介することとします。

以前、これらの安衛法令の条文の件数は3000件以上ると聞きましたが、その後、改正が繰り返され枝番が追加されているので、今では4000件を超えているかもしれません。

この4月から安衛法令関係では化学物質管理者の選任等が義務化され、労基法令関係では労働条件明示の改正と建設

料もリーフレット並みの分かり易さです。

また、パブリックコメントは政省令の改正案についての意見を求める手続きで、意見や回答の一覧表も内容の理解を深めることができます。更に改正後は、法令、その新旧一覧表、通達を確認しますが、

すとリーフレットが作成され

ていないので、労働政策審議会の安全衛生分科会、研究会等の議事録と添付された資料

を参照することをお勧めします。

議事録は改正の背景や内

容が議論されており、添付資

料もリーフレット並みの分かり易さです。

また、パブリックコメントは政省令の改正案についての意見を求める手続きで、意見

や回答の一覧表も内容の理解

を深めることができます。更

に改正後は、法令、その新旧

一覧表、通達を確認しますが、

校も対象か？」との質問に「適

用あり（※詳細省略）」との

回答でした。なお、Q & Aは

更新されるので、ときどきご

覧になることをお勧めします。

それでは、4月の施行に向

けてご一緒に勉強しまよ

う！

（Q & A集）は見逃せません。

疑問点に対する回答がズバリ記されていることもあります。

例えば、化学物質管理に関

して紹介すると「化学物質管

理者の選任は、少量（年間1

00件を超えているかもしだす。

本件のWEB検索先は

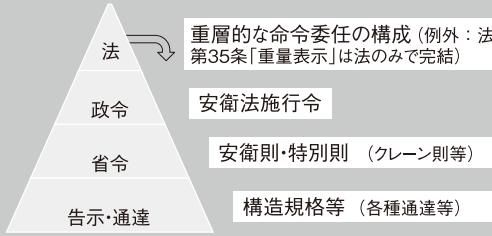
「化学物質による労働災害防

止のための新たな規制等に関

するQ & A（令和5年12月5日更新）」です。

(別掲1)

安衛法令の体系ピラミッド  
～3,000条文？・骨格を押さえる～



※ポイント：法令(法・政令・省令)にはそれぞれ別表がある。よく別表の本籍地を見誤り、迷子になる方がいるので注意。

(別掲2)

安衛法令の理解を深めるために  
～改正時の確認事項～

- 1、改正案内リーフレット
- 2、改正法令と新旧一覧表
- 3、施行通達・解釈通達  
「改正省令等のQ&A集」が公表されることもある。
- 4、パブリックコメントと厚労省の回答等※
- 5、労働政策審議会(安全衛生分科会)・研究会等の議事録と資料

※パブリックコメントとは、行政機関が命令等(政令、省令など)を制定するに当たって、事前に命令等の案を示し、その案について広く国民から意見や情報を募集するもので、「意見公募手続」のこと。後日意見と回答がデジタル庁が運営するWebサイトに掲載される。平成17年に改正行政手続法により法制化された。